



2016年5月12日

各 位

会社名 株式会社 エー・ディー・ワークス
代表者名 代表取締役社長 CEO 田中 秀夫
(コード番号: 3250 東証第一部)
問合せ先 常務取締役 CFO 細谷 佳津年
電話番号 03-4500-4208

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2016年5月12日開催の当社取締役会において、2016年6月22日開催予定の第90期定時株主総会に、定款の一部変更に係る議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 商品メニュー・サービスの拡充に対応するため、現行定款第2条の事業目的を追加するものであります。
- (2) 取締役会の監査・監督機能をより一層強化し、コーポレートガバナンス体制の更なる充実を図ることを目的として、「監査等委員会設置会社」へ移行することに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (3) 取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会決議によって取締役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨を定めるものであります。
なお、変更案第30条第1項につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (4) 資本政策及び配当政策を機動的に行えるよう、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことができるようとするため、変更案のとおり、条文を新設するものであります。
- (5) 上述(1)から(4)の条文の新設・変更に伴い、条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。(下線部分が変更箇所)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(17) <条文省略></p> <p><新 設></p> <p><新 設></p> <p>(18)前各号に附帯関連する一切の事業</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(17) <現行どおり></p> <p><u>(18)債務の保証その他金融業務</u></p> <p><u>(19)再生可能エネルギーによる発電および電力サービスに関する事業</u></p> <p>(20)前各号に附帯関連する一切の事業</p>

現行定款	変更案
(機関) 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 (2)監査役 (3)監査役会 (4)会計監査人	(機関) 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 (2)監査等委員会 (3)会計監査人
(員数) 第18条 当会社の取締役は、10名以内とする。 <新設>	(員数) 第18条 当会社の取締役 <u>(監査等委員である者を除く。)</u> は、10名以内とする。 2. <u>当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u>
(選任方法) 第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2. <条文省略> 3. <条文省略>	(選任方法) 第19条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u> 、株主総会の決議によって選任する。 2. <現行どおり> 3. <現行どおり>
(任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u> <新設>	(任期) 第20条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> 4. <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <新設>
(代表取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。	(代表取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から代表取締役を選定する。

現行定款	変更案
<p>(役付取締役等)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長、最高経営責任者CEO、最高執行責任者COOおよび最高財務責任者CFO各1名、ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役相談役を置くことができる。</p>	<p>(役付取締役等)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長、最高経営責任者CEO、最高執行責任者COOおよび最高財務責任者CFO各1名、ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役相談役を置くことができる。</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p><新 設></p> <p>第25条 <条文省略></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>2. <条文省略></p> <p>第27条 <条文省略></p> <p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(重要な業務執行の委任)</p> <p>第25条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第26条 <現行どおり></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>2. <現行どおり></p> <p>第28条 <現行どおり></p> <p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の責任限定契約)</p> <p>第29条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。</p>
<p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p><新 設></p>	<p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
<p><新 設></p>	<p>(監査等委員会規程)</p> <p>第32条 監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
<p>(員数)</p> <p>第30条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p>	<p><削 除></p>
<p>(選任方法)</p> <p>第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使できる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p><削 除></p>
<p>(任期)</p> <p>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p><削 除></p>
<p>(常勤監査役)</p> <p>第33条 監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。</p>	<p><削 除></p>

現行定款	変更案
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査役会全員の同意があるときには、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<削除>
<p><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p><u>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<削除>
<p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p><u>第36条 監査役会の議事経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記入捺印または電子署名を行う。</u></p>	<削除>
<p><u>(監査役会規程)</u></p> <p><u>第37条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<削除>
<p><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<削除>
<p><u>(監査役の責任限定契約)</u></p> <p><u>第39条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。</u></p> <p>第40条～第41条 <条文省略></p> <p>(報酬等)</p> <p>第42条 会計監査人の報酬は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第43条 <条文省略></p> <p><新設></p>	<p>第33条～第34条 <現行どおり></p> <p>(報酬等)</p> <p>第35条 会計監査人の報酬は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第36条 <現行どおり></p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第37条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p>

現行定款	変更案
(剰余金の配当の基準日) 第44条 <条文省略> 2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。	(剰余金の配当の基準日) 第38条 <現行どおり> 2. <u>当会社の中間配当を行う場合の基準日は、毎年9月30日とする。</u> 3. <u>前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u>
(中間配当) 第45条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。	<削除>
第46条 <条文省略>	第39条 <現行どおり>

3. 日程（予定）

定款変更のための定時株主総会	2016年6月22日（水）
定款変更の効力発生日	2016年6月22日（水）

以上